

## 追加 1-5

# 介護保険

### 5 自己負担割合

被保険者の自己負担割合は1割※ですが、食費・居住費は原則として全額自己負担となります。なお、ケアプラン(介護サービス計画)の作成をケアマネージャー(介護支援専門員)が行った場合の費用については自己負担はありません。

※ かかった費用が高額であれば、1割の負担であってもその額は大きなものとなります。

そこで、同一月内の介護サービス利用者負担額が一定の上限額を超えた場合は、所定の手続きにより、超えた分が支給されます。これを高額介護サービス費といいます。

赤字の個所を追記しました。